

平成 1 6 年度  
予 算 編 成 方 針

沖 縄 県

# 平成 1 6 年度 予算 編成 方針

平成 1 5 年 1 0 月 沖 縄 県

## 予算編成の背景

### 1 国の平成 1 6 年度概算要求にあたっての基本的な方針

国においては、これまでの 2 年間、停滞を続ける日本経済の再生に向け、構造改革に取り組んできたところであるが、改革を更に強化するため、本年 6 月 2 7 日に「経済活性化」、「国民の『安心』の確保」、「将来世代に責任が持てる財政の確立」という 3 つの宣言と「規制改革・構造改革特区」などの 7 つの改革を内容とする「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2 0 0 3」（以下「基本方針 2 0 0 3」という。）を閣議決定したところである。

平成 1 6 年度予算については、この「基本方針 2 0 0 3」を踏まえ、平成 1 5 年度に続き歳出改革の一層の推進を図ることとし、一般会計歳出及び一般歳出について実質的に平成 1 5 年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と所管を越えた予算配分の重点化・効率化を実施し、国債発行額についても極力抑制することとしている。

また、地方財政については、平成 1 6 年度の地方財政計画について所要の地方財政措置を講ずるに当たり、「基本方針 2 0 0 3」に沿って、国の歳出の徹底した見直しと歩調を合わせつつ、地方財政計画計上人員、投資的経費、一般行政経費等の徹底した見直しを行うことにより地方財政計画の歳出規模を抑制するとともに、地方団体の自助努力を促していくことを進め、地方交付税総額を抑制することとしている。

### 2 地方行財政の現状

現下の地方財政は、地方税収入、地方交付税の原資となる国税収入の大幅な減少等により引き続き大幅な財源不足が生じるとともに、数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が急増しており、その償還が将来の大きな負担となるなど極めて厳しい状況にある。

一方で地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に広く担うこととされており、少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策、資源循環型社会の構築等の環境施策、生活関連社会資本の整備等の重要政策課題を推進していく上で、ますます大きな役割を果たしていくことが強く期待されている。

また、「基本方針 2 0 0 3」では、事務事業及び国庫補助負担事業の在り方の抜本的な見直しに取り組むとともに、地方分権の理念に沿って、国の関与を縮小し、税源移譲等により地方税の充実を図ることで、歳入・歳出両面での地方の自由度を高めることとされているところである。

このようなことから、地方公共団体においては、これまでも、行財政改革に取り組んできたところであるが、今後、さらに、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合等、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進、市町村合併の推進等行財政全般にわたる改革を積極的かつ計画的に進めることが強く求められている。

### 3 本県の財政状況

本県の財政状況は、歳入においては、平成14年度決算において、県税収入が前年度を大幅に下回り、また、国内の景気回復はいまだ不透明であることから、平成16年度の県税収入の増は期待できないほか、地方交付税についても、国の概算要求段階においては前年度の総額を下回っており、一般財源の伸びは見込めない状況である。

一方、歳出においては、人件費・扶助費・公債費の義務的経費の負担が年々増加するとともに、これまで実施してきた大規模な県単独のハコ物建設事業や近年の数次にわたる経済対策に伴う地方債の増発、並びに臨時財政対策債の発行等により将来の財政負担となる地方債残高は増加しており、今後もこの傾向は続くものと見込まれる。

さらに、平成13年3月に公表した「沖縄県財政の中期見通し」(以下「中期見通し」という。)では、多額の収支不足が見込まれ、この収支不足を財政調整基金等の取崩しによって賄うことも困難な状況にあり、本県財政を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

## 平成16年度予算編成指針

平成16年度は、地方分権など時代の変化に的確に対応するため、「新沖縄県行政システム改革大綱」に基づく行財政改革を確実に実行するとともに、自立的かつ持続的な発展に向け、沖縄振興計画に基づく諸施策を着実に推進していく必要がある。

このため、「参画と責任」、「選択と集中」、「連携と交流」といった沖縄振興計画の基本姿勢のもと、県民の視点に立ち県民のニーズに的確に対応することを基本に、次の事項を重点施策として、各種事業を推進することとしている。

- (1) 自立型経済の構築に向けた産業の振興と雇用の創出・確保
- (2) 科学技術の振興と国際交流・協力拠点の形成
- (3) 環境共生型社会と高度情報通信社会の形成
- (4) 健康福祉社会の実現と安全・安心な生活の確保
- (5) 多様な人材の育成と文化の振興
- (6) 持続的発展を支える基盤づくり
- (7) 離島・過疎地域の振興
- (8) 米軍基地問題等の解決促進と駐留軍用地跡地の利用促進

このような旺盛な財政需要に対応するためには、県財政の中期見通し及び既存の事務事業の総点検を踏まえた事業の優先度等に十分配慮しつつ、簡素で効率的な行財政運営を行い、限られた財源を緊急かつ重要な施策に重点的・効率的に配分する必要がある。

このため、平成16年度予算は、次の事項に基づいて編成することとする。

### 1 行財政改革への強力な取り組み

行財政改革については、全庁的な取り組みにより、一定の成果をあげてきたところであるが、国・地方を取り巻く厳しい財政状況の中、今後とも県民サービスの維持・向上を図るためには、これまで以上に 効果的かつ効率的な行財政運営に努める必要がある。

このため、新たに策定された「新沖縄県行政システム改革大綱」においては、「県民本位の成果・効率重視のスマートな行政」を基本理念とし、「県民参加と協働」「民間経営手法の活用」「自己決定・自己責任」を視点に、一層の行財政改革を推進することとしている。

平成16年度は、この理念・視点を踏まえることとし、特に次の事項について見直しを行い、その成果を予算編成に反映させることとする。

#### (1) 効率的な事務事業の推進

限られた人員と財源の中で、多様化する県民ニーズや緊急かつ重要な政策課題に的確に対応していくためには、将来を見据えて整理すべき事業は思い切って整理し、その余力を伸ばすべき分野に重点的に配分するスクラップ・アンド・ビルドを徹底する必要がある。

##### ア 事務事業の総点検

事務事業のゼロベースでの総点検により、事業の廃止も含めた徹底した見直しを行い、実施事業の必要性、緊急性、優先順位等を明確にすること。

##### イ 県単補助金等の見直し

既存の補助金、負担金及び交付金については、社会経済情勢の変化、補助目的等の達成状況、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査のうえ、廃止、縮小、統合等による徹底した見直しを行うこと。

真に必要な不可欠な新規補助金を設ける場合にあっても、これに見合う既存の補助金の整理合理化を行い、補助対象の範囲や補助効果、補助率等を十分検討のうえ、終期の設定を行うこと。

#### ウ 民間委託等の推進

民間委託等を行う場合は、経費の節減や定数管理等行財政運営の効率化の観点から検討を行い、県民サービスの維持・向上等が図られることに留意しつつ推進すること。

なお、継続して委託するものについても、行政コストの縮減を図ること。

#### エ 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料については、受益と負担の公平性を確保する観点から、次の項目について、周期的に見直しを行い、その適正化を図ること。

- (ア) 地方交付税において算定に用いられている単価及び他の類似施設の料金水準等との均衡
- (イ) 当該収入をもって執行する行政経費と収入との均衡を失しているもの
- (ウ) 現在の経済情勢に相応しくないほど低額なもの

### (2) 県単独プロジェクト等の見直し

県単独プロジェクト等については、現下の厳しい財政状況や将来の財政負担に及ぼす影響等の観点から「新沖縄県行政システム改革大綱」により、県単独事業等により整備する、いわゆる大規模なハコ物(事業費が概ね10億円以上のもの)については、原則として設計や建設に着手することを見合わせるとともに事業費の圧縮を図ることとしている。ただし、老朽化した県の施設の整備については、財政の状況を勘案の上、優先順位を付けて年次的に整備することとしていることから、引き続き、事業規模や実施年度等の事業計画について見直しを行い、効率的な事業推進を図ること。

また、既に設計や建設に着手している国庫補助事業及び県単独事業のうち、多額の事業費を要すると見込まれる事業については、事業費のさらなる縮減策や収支改善策、維持管理経費縮減策等を検討すること。

### (3) 市町村等との機能分担、負担区分の明確化

地方分権の趣旨を踏まえ、国、県、市町村等との機能分担及び負担区分をより一層明確にするとともに、市町村等の自主性と自立性を尊重し、地域に密着した事務・事業、市町村等で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、市町村等への移行を積極的に推進すること。

### (4) 財政支援団体に対する指導

県が出資・補助又は貸付け等財政的支援を行っている公社等各種団体に対しては、これまでの財政支援の実績にとらわれることなく、「新沖縄県行政システム改革大綱」に基づき、社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的な見直しを行うとともに、経営健全計画の策定及びその実施状況等を踏まえつつ、県民に対する説明責任の確保と透明性の向上の観点から見直し、経費節減、整理合理化に努めるよう、徹底した指導を行うこと。

また、公社等各種団体への支援については、上記の事項及び平成13年3月に策定した「公社等外郭団体の財政支援等に関する指針」を踏まえ、それぞれの事務事業の必要性、緊急性、効果等に関し改めて総点検を行い、支援のあり方について再検討すること。

## 2 財源の確保

県税、地方交付税等については、税制改正や地方財政計画の動向等に留意しつつ所要額の確保を図るとともに、国庫支出金、県債等についても、国の予算編成の動向等を踏まえ、適正な額の確保に努めること。

また、使用料及び手数料の見直しや遊休財産の計画的な処分及び県税等の徴収率の向上等を通して、財源の確保を図ること。

### 経費区分の設定と要求基準

平成16年度予算は、以下の経費区分毎に要求基準を設定し、編成することとする。  
なお、D経費及びE経費の要求基準については、別途通知する。

#### 1 義務的経費（A経費）

- (1) 人件費
- (2) 公債費
- (3) 扶助費
- (4) 内閣府沖縄担当部局一括計上事業
- (5) 各省庁計上事業のうち沖縄特例分

年間所要額を要求すること。

ただし、(4)及び(5)については平成16年度概算要求額に見合う額とする。

#### 2 義務的事業（B経費）

利子補給等債務負担行為に基づく経費、選挙、県税関係市町村交付金等法令等に基づく義務的事業

年間所要額を要求すること。

#### 3 政策的事業（C経費）

政策的な判断要素の特に強い経費を含むおおむね次に掲げる事業

- (1) 平成16年度重点施策のうち県政の基本方針に関わる重要事業
- (2) 投資的事業（補助・単独・災害復旧事業）
- (3) 政策的判断を要するものとされる委託料・負担金・補助金・交付金・積立金・繰出金及び貸付金を含む事業
- (4) 柔軟かつ斬新な発想に基づく施策展開のための特別事業

原則として、平成15年度当初予算における各部局の一般財源総額から義務的経費に準ずる経費、平成15年度限りの経費を控除した額（「基礎額」）の80%の範囲内において要求すること。この場合、各部局が主体性と責任をもって事業の選択を行い、経費を配分する。

なお、義務的経費に準ずる経費等については、別途通知する。

#### 4 経常的事業（D経費）

- (1) 経常的管理運営事業（D-1経費）  
庁舎等維持管理費、公共施設等管理費、県管理施設運営費等
- (2) 一般的行政事業（D-2経費）  
他の事業（経費）に区分されない事業

## 5 標準的事業（E経費）

今後相当期間にわたって事業費・事業内容が固定される課・室・所の運営費等標準的事業

なお、次の経費で、一件100万円以上の経費については、事前に新規事業協議を行うこととする。

- (1) 全国規模の大会開催経費
- (2) 施設の新増設に伴う経費

## 6 新規事業について

新規事業についても、原則として上記基準によることとし、具体的な要求にあたっては、特に以下のことに留意すること。

- (1) 原則D経費及びE経費を除き各経費区分の概算要求基準の範囲内において要求すること（義務的経費に準ずる経費を除く。）  
ただし、沖縄振興計画の推進など、特に重要な事業に係る経費については、重点事業特別枠として各部局の課・室数の1/2に相当する件数を上限として要求を認めることとする。
- (2) 各事業については、達成すべき整備率・普及率等の数値目標を明確にした事業計画を策定するとともに、終期を設定すること。  
また、各部局の横断的な政策的展開、事業相互の関連性、実施方法等の整合性を図るため、部局間の連絡調整を緊密に行うこと。
- (3) 事業の実施に伴う定員管理については、組織機構と連動して適正化を図るとともに、事務事業の見直し、サンセット方式の徹底及び事務能率の向上等により定員の増加を来さないこと。
- (4) 事業を進めるに当たっては、自主的・主体的な事業の推進に配慮しながら、国庫補助制度等の有効な活用について検討すること。
- (5) 市町村等に新たな財政負担が生じるなど、他の団体と調整を要する事業については、その実施に支障が生じないよう事前に十分に調整すること。  
また、真に緊急かつ重要な政策課題について、適正な負担割合を設定し、県の上乗せ補助は行わないこと。

### 特別会計等に関する事項

特別会計については、設置目的に応じ業務運営の合理化・効率化及び経費の見直しを徹底し、財源不足額を一般会計からの繰入金に安易に依存することなく、独立採算の原則堅持に努めること。

所要経費の見積もりに当たっては、一般会計に準じて編成すること。

また、公営企業会計への繰出しに当たっては、当該会計の経営合理化・効率化の促進に努め、一般会計との負担区分を明確にし、法令等の繰出基準に基づき見積もること。

平成16年度予算は、以上のような基本的考え方のもとに編成することとする。